

豊富町空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正管理を図ることにより、空家等の倒壊等の事故及び火災、犯罪等を未然に防止し、町民の安全・安心の確保と生活環境の保全を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 町内に所在する建物その他工作物（以下「建物等」という。）で、常時使用していない状態にあるものをいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化若しくは積雪、強風等の自然現象により、建物等が倒壊し、若しくは建築材が飛散し、又は剥落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態

イ 不特定者に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態

ウ 動植物昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境及び衛生環境に害を及ぼすおそれのある状態

(3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者

(4) 町民等 町内に居住、滞在し、又は通勤通学する者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、空家等の対策に関し必要な施策を総合的かつ計画的に実施するよう努める。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、当該空家等の土地の整理整頓を行うとともに、当該空家が管理不全な状態にならないよう適正に管理をするよう努める。

(町民等による情報提供)

第5条 町民等は、管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、速やかに町にその情報を提供するものとする。

(関係機関への情報提供)

第6条 町長は、管理不全な状態にあると認めた空家等が所在する地域の安全の確保のために必要があると認めるときは、当該空家等に関する情報を、関係機関、地域的な活動を行う団体等に提供することができる。

(調査)

第7条 町長は、第1条の目的を達成するため、空家等の有無を調査することができる。

2 町長は、適正な管理が行われていない空家等があると認めるとき、又は第5条の規定による情報の提供があったときは、当該空家等の状態及び所有者等の把握のために必要な調査を行うことができる。

3 町長は、前項の調査に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

4 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(文書閲覧又は資料提供の求め)

第8条 町長は、空家等の所有者を特定するために必要があると認めるときは、当該所有者等の氏名、住所その他の事項につき、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(助言、指導及び勧告)

第9条 町長は、空家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について、助言し、指導することができる。

2 町長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、空家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう履行期限を定めて勧告することができる。

(命令)

第10条 町長は、空家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等

に対し、必要な措置を講ずるよう履行期限を定めて命令することができる。

(公表)

第11条 町長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の住所及び氏名（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による公表は、豊富町公告式条例（昭和25年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により実施する。

(代執行)

第12条 町長は、第10条の命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら当該所有者等のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。この場合、その費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(緊急安全措置)

第13条 町長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、空家等の管理不全な状態が急迫しており、そのまま放置することにより町民に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に代わって、当該空家等の管理上最も適切な方法により、当該危険を回避するための必要最低限の行為を行うことができる。この場合において、町長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等へ請求することができる。

(関係機関との連携)

第14条 町長は、第7条第3項の規定による立入調査を行う場合又はこの条例の施行上必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(対策計画等)

第15条 町長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 町長は、空家等対策計画の作成等及び代執行に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

(支援)

第16条 町長は、第1条の目的を達成するため、空家等の所有者等に対し必要な支援を行うものとする。

(過料)

第17条 第10条に規定する命令に違反した者若しくは第7条第3項に規定する調査を忌避した者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）第16条に定める過料に処する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。